

佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会
との連携・協力協議会設置要項

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定書（平成28年5月16日締結。以下「協定書」という。）第3条第2項の規定に基づき、佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 佐賀大学教育学部

- ア 佐賀大学教育学部長
- イ 佐賀大学教育学部から選出された教育研究評議会評議員
- ウ 佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター長
- エ 佐賀大学教育学部長が推薦する者 若干人

(2) 佐賀大学大学院学校教育学研究科

- ア 佐賀大学大学院学校教育学研究科長
- イ 佐賀大学大学院学校教育学研究科長が推薦する者 若干人

(3) 佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県教育委員会教育長
- イ 佐賀県教育委員会副教育長
- ウ 佐賀県教育委員会教育振興課長
- エ 佐賀県教育委員会教育情報課長
- オ 佐賀県教育委員会教職員課長
- カ 佐賀県教育委員会学校教育課長
- キ 佐賀県教育委員会教育長が推薦する者 若干人

(4) その他、第3第2項に規定する会長が必要と認めた者 若干人

(会議)

第3 協議会は、協定書第2条に規定する連携・協力事項を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 協議会に会長を置き、第2第1号アの者をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4 協議会が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5 協議会が必要と認めたときは、連携・協力に関する事項等について個別に専門部会を設置することができる。

(事務)

第6 協議会及び専門部会の事務は、佐賀大学教育学部が行う。

(補則)

第7 この要項に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年5月25日から実施する。